

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第60号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(就業促進手当に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第17条 受給資格者は、条例第10条第11項第4号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号ア）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号イ）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）にそれぞれ受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(就業促進手当に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第17条 受給資格者は、条例第10条第11項第4号に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号ア）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号イ）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）にそれぞれ受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。